



R2.6.1時点

くるっぱ

久留米市イメージキャラクター

デザイン使用規定

久留米市

久留米市イメージキャラクター「くるっぱ」 デザイン使用規定

「くるっぱ」のプロフィール

なまえ くるっぱ
住まい 福岡県久留米市
生まれ 久留米市筑後川
性 格 子どもが大好き
趣 味 お散歩



使用に関する注意事項

使用にあたり必ず申請が必要です。

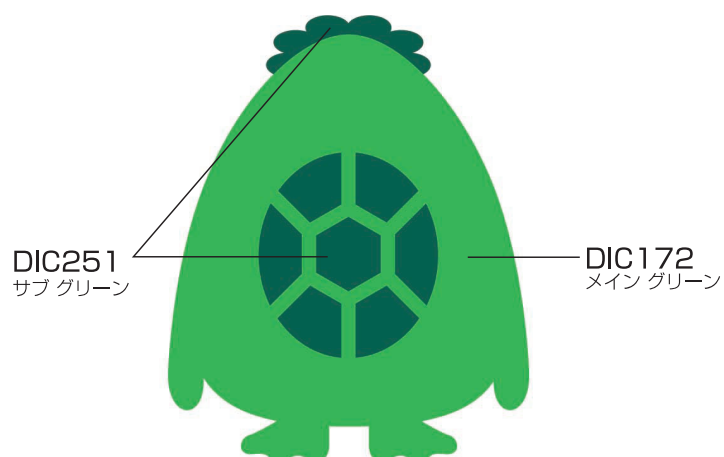
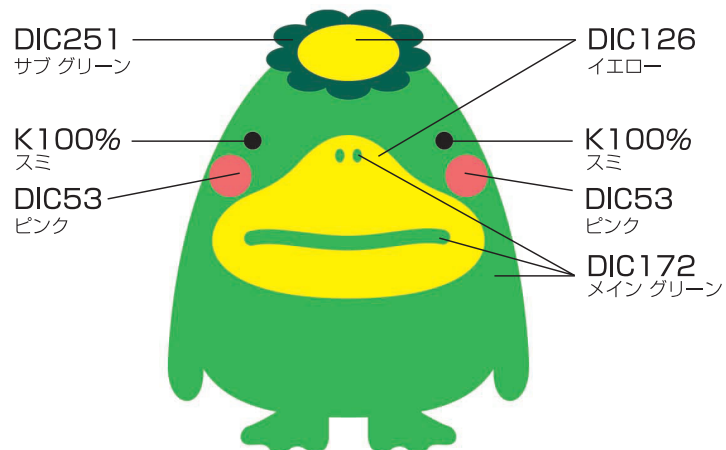
「要綱」の規定に従って使用の申請をしてください。
完成の見本を提出、審査の上、利用が許諾されます。
新聞、テレビなどの報道機関が報道目的に使用する場合は除きます。

デザイン使用規定に従って正しく使用してください。

- 愛称ロゴ「くるっぱ」及び「久留米市イメージキャラクター」を表記してください。
- 「くるっぱ」の色、形を変更することはできません。また、一部を省略できません。
- 「くるっぱ」に他の図形や文字などを重ねて使用できません。
- 「くるっぱ」の年齢や、性別が特定される服装や物を持たせることはできません。特定の企業や団体名の入った服装なども着せられません。
- 「くるっぱ」が持っている看板や吹き出しに、特定の企業や団体名、商品名などは入れられません。応援するような言葉も入れられません。
- イラストレーターのデータを使用の際、パーツを組み替えることはできません。

色指定 - 基本色

基本色

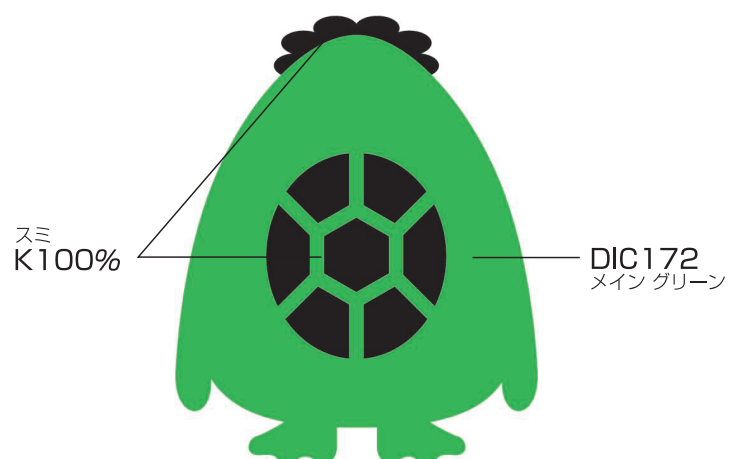
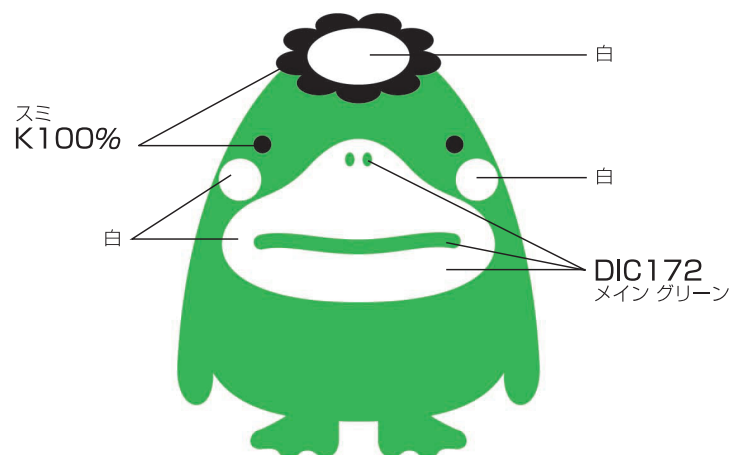


指定カラー

	メイン グリーン	DIC172 (C75%×Y90%)
	サブ グリーン	DIC251 (C100%×M63%×Y85%)
	イエロー	DIC126 (Y100%)
	ピンク	DIC51 (Y72%×M48%)
	スミ (黒)	K100

色指定 -2 色

2 色



指定カラー



メイン グリーン DIC172 (C75%×Y90%)

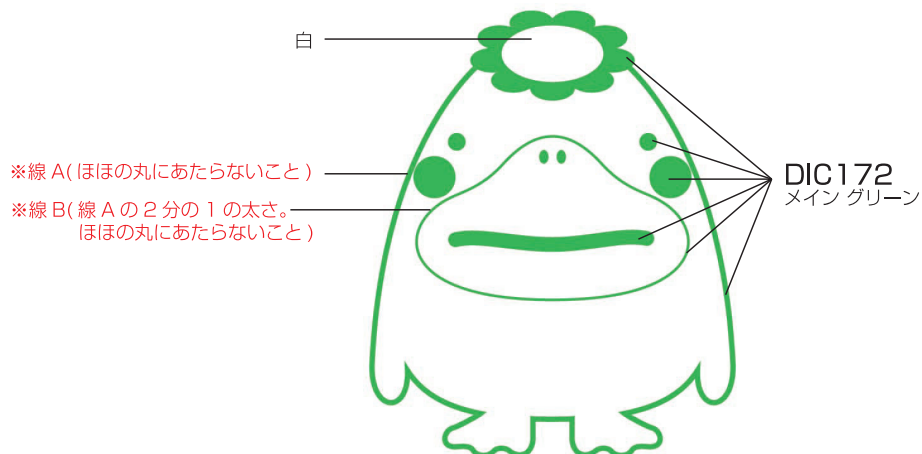


スミ (黒) K100

- ・ 指定色で使用するください。他の色は使用できません。
- ・ DIC172 (体) を他の色にすることはできません。

色指定 - 単色(1 色)

単色①



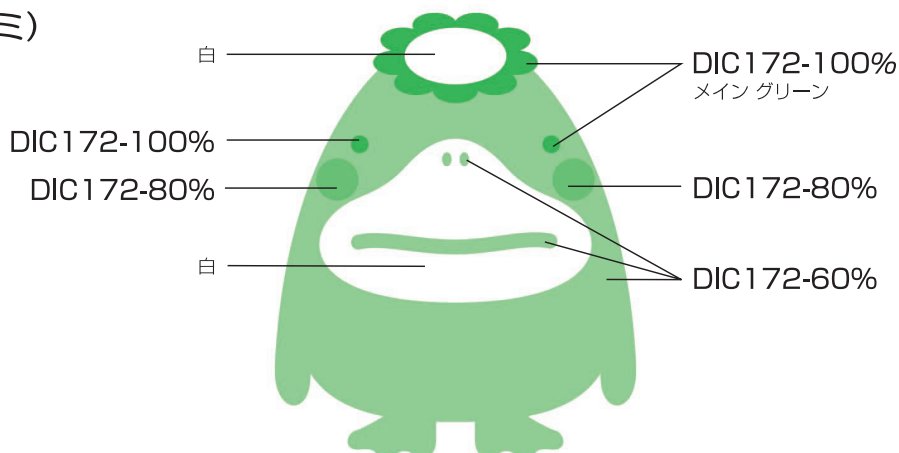
指定カラー



メイン グリーン DIC172 (C75%×Y90%)

- ・単色①の場合は、メイングリーン (DIC172) の使用が基本です。
- ・体(白)に色をつけたりすることはできません。
- ・反転では使用できません。ベタにキャラクターを白ヌキで使用できません。
- ・スミ(黒)や他の色での使用も可能です。

単色② (アミ)



指定カラー



メイン グリーン DIC172 (C75%×Y90%)

アミ(%)の指定



- ・単色②の場合は、メイングリーン (DIC172) を使用してください。他の色は使用できません。

愛称ロゴ「くるっぱ」

愛称ロゴ

くるっぱ

色指定

指定カラー



サブ グリーン DIC251 (C100%×M63%×Y85%)

- ・ 指定色(DIC251)の使用が基本となります。
- ・ スミ(黒)でも使用、メイングリーン (DIC172) の使用も可能です。

申請内容について事前によくご確認ください。

① 原則として、愛称ロゴ「**くるっぱ**」及び「久留米市イメージキャラクター」を表記してください。

- ・ スペースが無い場合や、他キャラクターとの兼ね合い等で表記できない場合は事前にご相談ください。



くるっぱ

久留米市イメージキャラクター



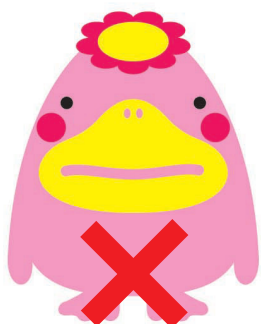
久留米市イメージキャラクター

くるっぱ

キャラクターのそばに表記をお願いします。

②「くるっぱ」の色、形を変更することはできません。
また、一部を省略することはできません。

- ・規定デザインの看板や旗などの大きさを変更して使用することは可とします。
(ただし、データ加工は使用者が行ってください。)



色は変更できません。



縦横の倍率は
変更できません。



一部の縮小拡大は
できません。



一部省略はできません。

- ・部分パーツのみの使用は原則禁止です。
ただし、下図のようにくるっぱとして確認ができるようなデザインは、許可できる場合がありますので、事前にご相談ください。(データ加工は使用者が行ってください。)



顔のみのパーツ

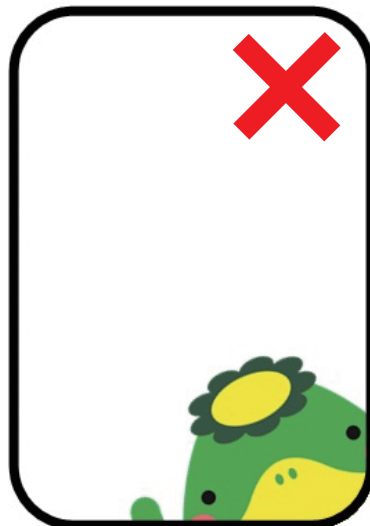


後姿のみのパーツ

- ・デザインの一部分が隠れる場合

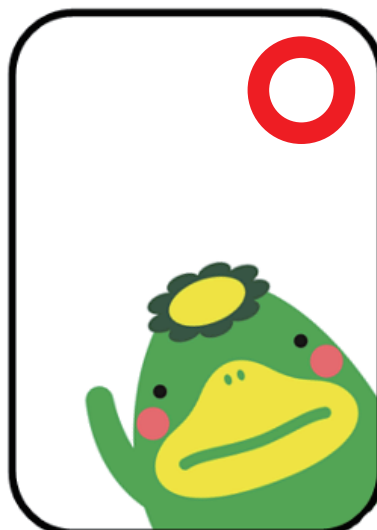
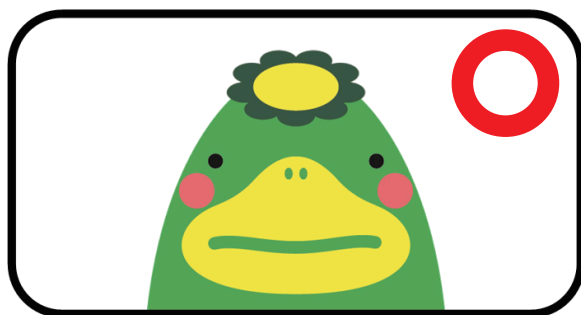
NG の例

顔のパーツやお皿、甲羅が隠れている場合は不可です。



OK の例

顔のパーツやお皿、甲羅全体が確認することができれば使用可とします。



③「くるっぱ」に他の図形や文字などを重ねることはできません。

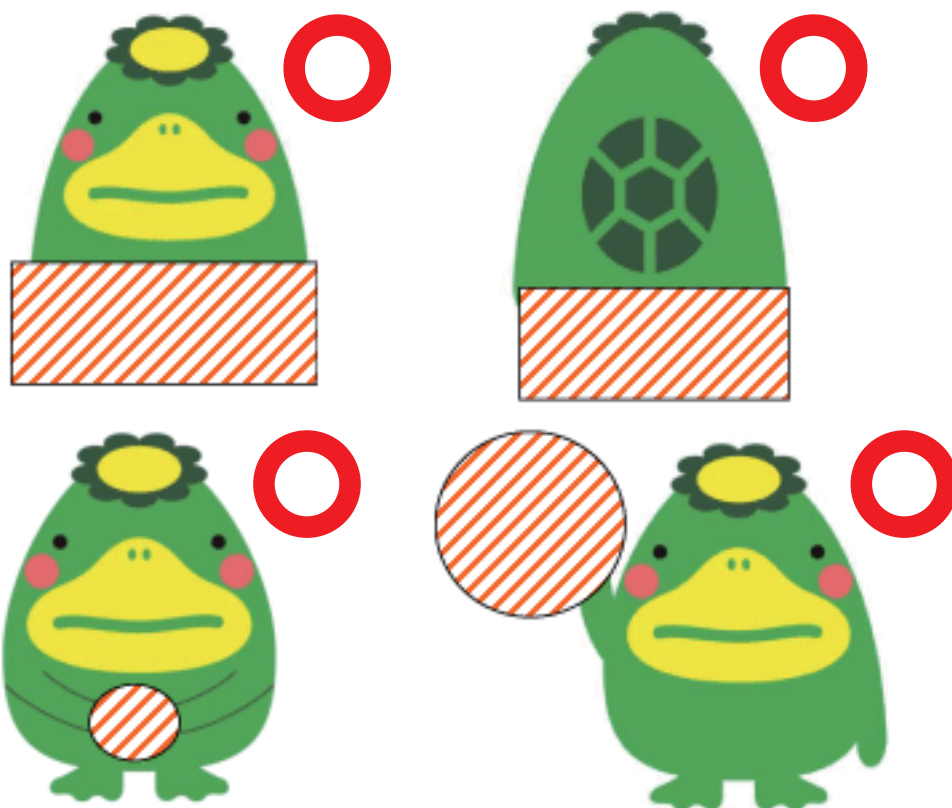
NG の例



OKの例

くるっぱの周りに絵をつけることは問題ありません。

顔のパーツ、頭のお皿、甲羅に掛からない部分であれば可とします。



重なっても良いエリア・・・

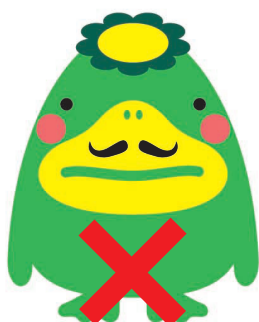


斜線表示

- ④「くるっぱ」の年齢や性別が特定される服装や、物を持たせることはできません。特定の企業や団体名の入った服装なども着せられません。

NGの例

看板や吹き出しには、特定の企業や団体名、商品名を記載することはできません。



年齢や性別が特定される服装を着せたり、物を持たせたりできません。

特定の企業や団体名の入った制服なども着せられません。



OKの例

看板や吹き出しに言葉を入れる場合



⑤ シルエットとして使用する場合

基本デザインを限定として、可とします。『シルエットデザイン』を使用する場合は、以下の注意事項をお守りください。

- ① シルエット画像を使用する際のみ、デザイン内に文字を重ねることを可とします。
- ② 新たなイラストパーツを重ねることはできません。
(既存パーツの一部分のみ白抜きで表示させる、帽子などを被せる 等)
- ③ 同じ印刷物内に表情やパーツ全体がくるっばとして確認できるデザインを使用し、愛称ロゴ及び「久留米市イメージキャラクター」の記載をしてください。



くるっばシルエット



ページ番号等に使用

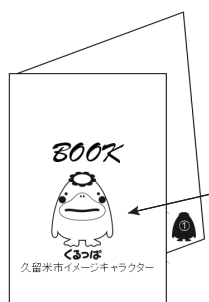


文字を重ねる



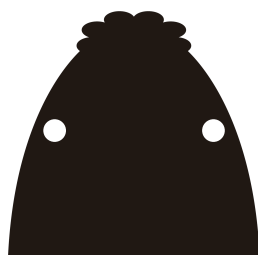
逆光感を演出

使用する場合は・・・



指定色のくるっばのイラストを
どこかで使用すること。

NG の例



既存のパーツの一部だけ、
白抜きや異なる色を
着色にする 等



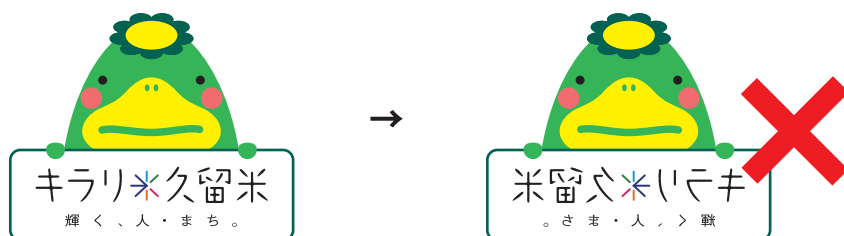
新たなパーツを
組み合わせる

⑥ イラストの左右・上下反転の使用は可とします。



NG の例

文字を使用しているイラストについては、反転させないでください。



⑦ その他

・キャラクターの指定色は、基本色・2色・単色とします。



- ・チラシ、ポスター、旗、刊行物など印刷物に使用する際は、イラストレーターのデータを推奨しています。希望の際はお問い合わせください。
- ・イラストレーターのデータを使用の際、パーツを組み替えることはできません。
- ・お散歩させる、手を上下させるなど、アニメーション化する場合はご相談ください。